**資本的関係又は人的関係に関する申告書**

　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |  |
| 申　告　者 | 商号又は名称 |  |
|  | 代表者職氏名 |  |

　福井市物品等競争入札参加資格審査申請要領（以下「要領」という。）における各提出書類の留意

事項に記載された資本的関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次

のとおり申告します。

　【　　　】内のいずれか該当するものに○を付けてください。

**下記の資本的関係又は人的関係の項目に関し**

**【　 該当する項目がある　・　いずれも該当無し 　】**

　該当がある場合は、以下の項目を記載してください。該当無しの場合は、以下は空欄にしてください。

１　要領における８各提出書類の留意事項［５］（ア）に記載された資本的関係のある他の入札参加資格者

1. 親会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |

1. 子会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　要領における８各提出書類の留意事項［５］（イ）に記載された資本的関係のある他の入札参加資格者

親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　要領における８各提出書類の留意事項［５］（ウ）又は（エ）に記載された人的関係のある他の入札

参加資格者

　　役員等を兼任している他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 当社の役員等 | 兼任先及び兼任先での役職 |
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 所在地 | 役職 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（備考）

・申告対象となるのは、申告時点の福井市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者に限り

ます。申告内容に変更が生じた場合には、速やかに本申告書を提出してください。

・記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して記入してください。

・記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成１７年法律第８６号）第１２１条に規定する株主名

簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。

・この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、福井市物品調達等

契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

【別紙】

記入上の注意事項

Ⅰ　１の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

（１）一方の会社Ａ※１、※２が他方の会社Ｂの議決権総数の過半数を所有している関係

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ社は、１の②の欄にＢ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社がＢ社の議決権の過半数を所有

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します。

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

　　　※１　Ａが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

　　　※２　Ａ社の役員がＢ社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

（２）一方の会社Ａが、⑴の子会社の関係にあるＢ社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Ｃの

議決権の総数の過半数を所有している関係

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社及びＣ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します。

（Ａ社は、１の②の欄にＢ社及びＣ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します。

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社は、Ｂ社と合わせてＣ社の議決権の過半数を所有

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｃ社の親会社の関係にある者に該当します。

Ｃ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｃ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

Ⅱ　２に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

Ｂ社の議決権総数の過半数を所有している会社とＣ社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもＡ社※３である場合におけるＢ社とＣ社の関係

Ａ社（親会社）

Ａ社は、Ｃ社の議決権総数の

過半数を所有

Ａ社は、Ｂ社の議決権総数の

過半数を所有

Ｃ社（子会社）

Ｂ社（子会社）

　　　　Ｂ社とＣ社は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある者に該当します。

（Ｂ社及びＣ社は、２の欄に、それぞれＣ社又はＢ社に関する事項を記入してください。）

※３　市の競争入札参加資格の有無、各事業の登録の有無及び法人格の有無を問いません。

Ⅲ　３に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

Ａ社とＢ社とで役員等※４、※５を兼任している者

Ｂ社

Ａ社

　　　※４　「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ　取締役（委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）

ウ　会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

エ　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

オ　一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

※５　社外取締役、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。